

## 質問書に対する回答

(工事名) 道央自動車道 水車川橋耐震補強工事

### 質問事項と回答

番号	質問事項	回答
1	交付図書のうち参考図の表紙には、 ・契約参考図書は、率計上項目や概算数量等を提示する資料であり、設計書第1条 にいう設計図書ではない。(請負契約上拘束力はない) ・当該内容は、受注後に協議を開始する項目であるため、内容に関する質問は受付けない。 と記載されていますが、 参考図書に示されている工種に要する費用は、提出が必要な見積書、入札書の金額には含まない、という理解でよろしいでしょうか。	「率計上工事に関する事項」については、単価表の項目「率計上工事に関する事項」として見積書、入札書の金額に含めるものとなります。なお、「率計上工事に関する事項」の費用は、特記仕様書「26-1-2 当初契約金額」に記載されているとおり、単価表の番号 1～11、14～20、38～41、43、44 及び 51～56 の金額の合計に対して 19%を一式計上するものとなります。また、10 百万円未満の場合は、千円単位とし、千円未満の額については切り捨てとなります。
2	当該内容の受注後の協議とは、再入札・見積採用など、具体的にどのような手法なのでしょう。	当該内容の受注後の協議とは、特記仕様書「26-1-2 当初契約金額」に記載されているとおり、契約締結後、現地踏査に基づき契約内容が確定した段階で契約書第19条に基づき、新単価契約を行うものとなります。
3	金抜設計書の単価表に記載の諸経費①、諸経費②にはどのような費用が含まれるのでしょうか。	単価表の諸経費区分を以下に示します。 諸経費①：基本的に全諸経費（共通仮設費、現場管理費、一般管理費等）の算定を対象とした単価表の項目の諸経費 諸経費②：基本的に一般管理費等の算定にのみ対象とした単価表の項目の諸経費 特記仕様書に諸経費の区分内容を追記し訂正公告を行います。また、金抜設計書、諸経費内訳書(様式 3-3)に記載されている諸経費の価格交渉対象は諸経費①のみとし、訂正公告を行います。

以上